

平成27年（2015年）10月6日

各部（局）長様

財 務 部 長

平成28年度予算編成の枠組み及び留意事項（通知）

平成28年度行財政運営方針において、財政運営上の課題や経営資源の配分の考え方を示したところですが、各部局において翌年度の取組みを企画立案するにあたっては、平成28年度予算における「経常収支比率95%以下」「プライマリーバランスの黒字」などの目標をふまえ、取組みの優先順位付けや資源配分を行い、全体最適を図りながら、効率的・効果的な施策の展開につなげていかなければなりません。

この度、事業計画等を参考に平成28年度予算編成に係る歳入歳出額及び一般財源額等を再集計し、一般財源の不足状況等について精査を行い、総額、各部局への配分基本額及び取組みにより創出すべき財源の額等の枠組みを算出しましたので、平成28年度予算編成の課題及び留意事項と併せて通知いたします。

[平成28年度予算編成に向けた課題]

今後長期的には税収が減少することが見込まれる一方、少子・高齢化による社会保障関係経費の増加、市有資産の老朽化への対応など、今後市が求められる課題は量質ともに増大することから、限られた財源のなかでこのような中長期的な財政課題に対応していくためには、従前の取組みの強化に加え、新たな取組みが必要です。

平成28年度の歳入は、景気動向や家屋の新增築の影響により市税及び地方消費税交付金の増加を見込む一方で、地方交付税及び臨時財政対策債の大幅な減収が見込まれます。

歳出については、保育所の待機児童対策のほか、少子高齢化に伴う社会保障関係経費及び特別会計繰出金の増加が見込まれます。また、文化芸術センター・（仮称）新・第2学校給食センター建設、学校施設の改築などの事業が多数控えることに加えての労務単価及び資材単価等の昨今の顕著な上昇も、歳出を押し上げる要因となります。

このように、歳入歳出ともに課題が存在するなか、中長期的に安定した行財政運営基盤の確立を念頭においた予算編成が求められます。

[平成28年度予算編成の枠組み]

- 歳出一般財源の必要見込み額は949億7千9百万円、対する歳入一般財源の見込み額は909億3千1百万円です。（以下の金額は全て一般財源ベース）
- 差し引きの収支不足見込み額は40億4千8百万円です。
- 経常収支比率94.8%以下の達成のための経常収支不足見込みは20億5千3百万円、残りの臨時収支不足見込みは19億9千5百万円となり、経常臨時共に収支不足を改善するための取組み（財源創出）が必要です。

[財源創出の取組み及び留意事項]

◆ 枠配分予算額について

- 平成 27 年度予算編成に引き続き、枠配分方式による予算編成とします。
- 平成 27 年度現計予算額を基本に算出しています。
- 平成 28 年度枠配分予算の対象については、昨年度と同様とします。
- 限られた財源の中、当初予算での経常収支比率 95%以下を前年度に引き続き達成するため、枠配分予算額に対する一律 3%のシーリングを実施します。予算の執行残等（枠内経費の執行残：平成 26 年度決算で約 6.5%）を精査するなどし、シーリング後の枠配分予算額の範囲内で要求してください。

◆ 社会保障関係経費の増大への対応について

- 別添の「社会保障関係経費に係る基本的な考え方」に沿って予算編成を行ってください。
なお、社会保障関係経費の増大への対応については、一義的には所管部局における事業見直し等により取り組むものですが、財政運営上の大きな課題として全庁的な取組みが必要です。
- 「社会保障関係経費」のうち増大が見込まれるものについては、目標額設定分として位置づけ、一定の伸びを想定しつつ限られた財源の範囲内での事業展開を図ることとします。具体的には、全ての扶助費と、制度改正などの新たな仕組みによる取組みや顕著な伸びのある事業に係る物件費・補助費等を「社会保障関係経費（目標額設定分）」としますが、上記枠配分基本額のような部局ごとの配分額を設定せず、目単位に束ねて目標金額を設定し、社会保障関係経費全体で調整し総額を確保することとします。
- 国の制度改革の動向等に関する情報収集を徹底し、国庫支出金等の特定財源を漏れなく確保するとともに、新規・拡充事業や扶助費など増傾向の経費に伴う追加財源は、関連する既存事業を見直すほか、他部局の事業も含めた見直し等による財源創出策を所管部局より提案してください。（様式 3 を作成）
- 調整期間等の理由により、平成 28 年度時点で新規・拡充分に見合う財源が上記の方法で全額創出できない場合、所管部局においては事業構成の再構築、公民の役割分担の最適化などに係るロードマップ（4 年間程度）を明確にしてください。（様式 3' を作成）
- 当該経費に係る予算編成の状況については、中間集約し関係部局に情報提供します。また、編成状況に応じ、社会保障関係経費の総額調整等について、関係部局及び財政課による協議・調整の場を設定します。

◆ その他

- 行財政運営方針の「予算編成に関する方針」に沿って、予算編成を行ってください。
- 予算編成にあたっては、各部局にて「予算編成方針」（様式 1）を作成するとともに、部局長による査定を実施し、各部局の目標が達成できるよう、より一層の調整を図ってください。
- 市有施設の老朽化等の対応など増大が見込まれる事業費（普通建設事業費）予算については、財政収支見通しで計上した額を要求額の上限としますが、社会保障関係経費と同様に部局ごとの配分額を設定せず、事業費全体で調整し総額を確保することとします。
- 新規事業（ビルド）を企画する場合には、後年度の需要及びそれに対する負担を明確にするとともに、あわせて既存事業の見直し（スクラップ）を行うことで財源を創出してください。
- インセンティブ予算枠を今年度も継続し、業務改善を実施するにあたり一時的に必要な経費に充てることとします。
- 具体的な事務については、「平成 28 年度予算編成事務要領」をご確認ください。